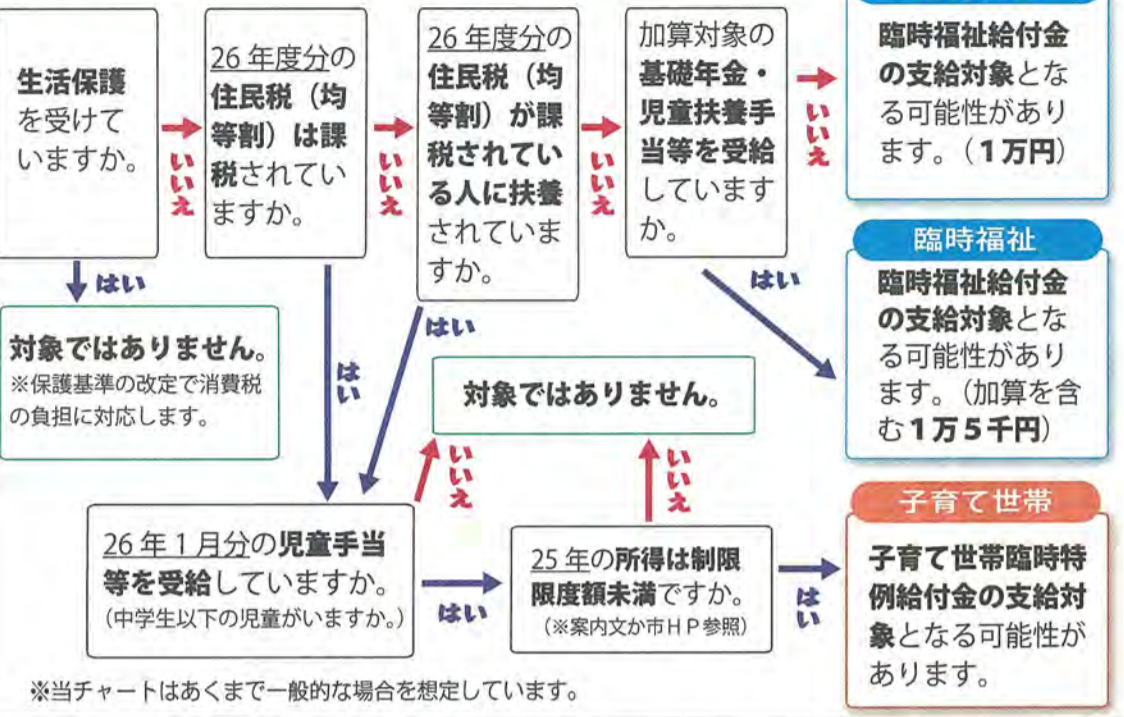


臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

4月からの消費税率改定に伴い、臨時的な措置として、所得の低い人に経済的負担を緩和するため「臨時福祉給付金」を、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当(特例給付を含む)を受給している人に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。給付金を受給するには申請が必要です。また、受給することができないのは、どちらか一つの給付金です。

臨時福祉給付金

▽支給対象 基準日(平成26年1月1日)に八幡市の住民基本台帳に登録されている人で、平成26年度分住民税(均等割)が課税されていない人
 ※ただし、次の①と②の人は対象外となります。
 ①平成26年度分住民税(均等割)が課税されている人の扶養親族など
 ②生活保護を受給している人など

▽支給額 支給対象者一人につき1万円
 次に該当する人には1人につき5千円を加算
 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等の受給者

支給対象となる可能性がある人には、7月に申請書を送付する予定です。
 申請期間、支給方法などの詳細につきましては、広報やわた7月号でお知らせします。しばらくお待ちください。

配偶者からの暴力を理由に八幡市に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に八幡市に避難している人で、事情により基準日(平成26年1月1日)時点で住民票を移すことができない人は、八幡市に事前申出書を提出してください。一定の要件を満たす人は、申し出により次のような措置を受けることができます。
 ◎申出手続の完了後は、配偶者等からの臨時福祉給付金の代理申請はできなくなります。

◎住民登録を行っている市区町村ではなく、今実際にお住まいの八幡市に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます。
 ※申し出を行った際に、既に配偶者等が代理申請を行っている場合は、上記の措置を受けることができません。
 ※臨時福祉給付金の申請手続きは、申し出とは別にを行う必要があります。

子育て世帯臨時特例給付金

▽支給対象 次の①と②のどちらの要件も満たす人
 ①基準日(平成26年1月1日)に八幡市の住民基本台帳に登録があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給
 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(案内文かホームページを参照)

▽対象児童 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童
 ※ただし、次の①と②の児童は対象外となります。
 ①「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ②生活保護を受給している児童
 ③支給額 対象児童一人につき1万円

～給付金を装った「振り込め詐欺、や個人情報」の詐取、ご注意ください!～

八幡市役所や厚生労働省、その他行政機関の職員などが次のようなことは絶対に行っていませんので、ご注意ください。
 ①ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 ②給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

③現時点(申請の受け付け前)で、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。
 ※八幡市役所や厚生労働省の職員などをかたった電話や訪問があったら、迷わず八幡警察署(981-0110)に連絡してください。



つき1万円
 申請方法 6月1日以降、支給対象となる可能性のある人に申請書を送付します。案内文および記入例を参考に必要事項を記入し、子育て支援窓口へ提出(申請)してください。
 申請期間 6月2日(月)～11月28日(金)
 ※八幡市に児童手当・特例給付現況届を提出する必要がある人は、現況届と一緒に提出してください。
 ※申請期限を過ぎた場合は、提出してください。

は、給付を受けることを辞退したものとみなします。ご注意ください。
 申請書の審査完了後、支給(または不支給)決定通知書を送付します。支給決定者には、9月以降、順次支給する予定です。支給方法は、原則八幡市での児童手当・特例給付振込口座への振り込みとなります。
 ※八幡市での児童手当振込口座が使えないなど、特別な事由がある場合には、申請者名義の口座に限り、別の口座への振り込みを指定することができます。その場合、本人確認書類や、指定した口座が確認できる書類

問い合わせ

- 臨時福祉給付金 福祉総務課
- 子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課
- 給付金制度に関する問い合わせ 厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) 0570-037-192 (土・日・祝日を除く午前9時～午後6時)

厚生労働省特設ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

の提出が必要となります。
 ※金融機関の口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には、窓口での受け取りができます。その場合、本人確認書類の提出が必要となります(受け取りについては、別途、郵送などお知らせします)。